

(一財)石川県レクリエーション協会

ニュースポーツ用具貸出規定

(目的)

第1条 ニュースポーツの普及進行を図るため当協会が保有するニュースポーツ用具
(以下「用具」という)の貸出しに関する事項を定めることを目的とする。

(貸出用具)

第2条 当協会の所有及び保管する用具とする。

(貸出手続)

第3条 借用者は、使用期間の原則として20日前までに書面または電話、FAXで事務局
へ申込み、借用の承認を得ること。

(貸与期間)

第4条 借用から返還までの期間は原則として1ヶ月以内とする。

(貸出料金)

第5条 県レク事業、県レク主体活動の場合は、貸出料金を徴収しないものとする。

2 次の場合は貸出料金を徴収する

1、レク会員が県レク主体活動以外で使用する場合

貸出料金 1種 1,000円

2、一般の団体もしくは個人

貸出料金 1種 2,000円

(破損・修理)

第6条 用具の修理について下記のとおりとする。

1、用具の破損の要因が使用者にある場合は使用者が弁償すること。

2、用具の破損の要因が耐応劣化等の場合は当協会にて修理を行う。

3、用具耐応期日が過ぎたものは、速やかに当協会にて補充を努める。

(附 則)

第7条 この規定は、令和7年9月1日より施行する。

2 この規定を改廃する場合には理事会の協議、承認を得ることとする。

改定履歴 Rev.1 令和7年9月7日 改定者 金森 裕

貸出期間・第5条第2項の削除・第8条改定履歴

